

がん教育の 手引き

平成 26 年度
長野県教育委員会

はじめに

日本人の3人に1人ががんで死亡し、2人に1人が生涯の中でがんにかかるなど、がん対策が我が国にとって大きな課題であることから、平成19年（2007年）4月に「がん対策基本法」が施行されました。これに基づき、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、「がん対策推進基本計画」が平成19年（2007年）6月に策定され、5年が経過した平成24年（2012年）6月には、新たな「がん対策推進基本計画」が決定されました。この計画の中で、子ども達が健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識を持つように教育することを目指して、学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中で「がん」教育をどのようにすべきか5年以内に検討することとなりました。

一方長野県では、平成25年10月に「長野県がん対策推進条例」が施行され「県は、市町村及び関係者等と連携協力し、児童及び生徒ががんに関する正しい知識と健康な生活習慣を身に付けるための教育が行われるよう、教育に関係する者等に対する研修の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする」ことが規定されました。

これらを受け、長野県教育委員会は、本年度、文部科学省委託事業である「平成26年度がんの教育総合支援事業」を活用して、がんの教育推進会議を設置し、モデル校におけるモデル授業の実践を通して子どもたちの実態を把握すると共に、協議を重ねた上で本手引きを取りまとめました。

がん教育を効果的に進めるためには、すべての学校において、教職員の共通理解の下に、家庭や地域の専門機関等と連携を図りながら、各校の年間計画に位置付け、組織的かつ計画的に取り組むことが重要であり、本手引きに示した基本的な進め方及び指導の展開例を有効に活用し、がん教育の充実が図られることを期待します。

終わりに、本手引きの作成に際し、御協力をいただきました委員の皆様及び貴重な資料を提供いただきました方々に、心から敬意を表するとともに感謝申し上げます。

平成27年2月

長野県教育委員会 教育長 伊藤 学 司

目 次

第1章 指導編

1	今,なぜ「がん教育」か	P	1
2	「がん教育」の目標と内容	P	1
3	「がん教育」の留意点	P	3
4	「がん教育」の4つの柱	P	4

第2章 実践編

1	小学校第6学年		
	体育(保健領域)	P	9
	道徳	P	20
	特別活動(学級活動)	P	25
2	中学校第3学年		
	保健体育(保健分野)	P	28
	道徳	P	47
	特別活動(学級活動)	P	52
3	高等学校		
	保健体育(保健分野)	P	55
	特別活動(ホームルーム活動)	P	74

第3章 資料編

1	がんに対する対策	P	77
2	がんに関するわが国の状況	P	79
3	がんに関する長野県の状況	P	81
4	がん検診について	P	83
5	緩和ケアについて	P	85
6	家族ががんになったとき	P	86
7	がん患者との共生	P	89
8	小児がんについて	P	90
9	学習指導要領とがんに関する学習内容の整理	P	94
10	参考資料等	P	99
11	県内相談窓口一覧	P	102